

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第二百九十六号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和三十八年十二月から昭和三十九年三月までの間に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- ◆告示 目 次  
飼料の分析検査の概要
- 保安林の解除予定
- 保安林の解除予定の通知
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県養家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施
- 道路の位置の指定
- 土地改良区の換地計画の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の立入の許可
- 土地改量を終了した旨の通知

00573

昭和39年5月15日 金曜日 鳥取県公報 第3530号

## 飼 料 分 析 結 果 表

製造事業場の名称及び所在地並びに飼料の名称	収去場所及び収出年・月・日	表示区分	検査査			要注記	検出物の他の検出	摘要
			成分	粗脂肪	粗蛋白質			
全国購買農業協同組合連合会神戸 飼料工場 (神戸市兵庫区東出町2丁目153) くみあい配合飼料離肥育用ブロイ ラー後期	鳥取市吉方 524番 地図 因伯通運株式会社 倉庫 昭和38年12月11日	(表)	19.0 (%)	3.0 (%)	5.0 (%)	8.0 (%)	炭酸カルシウム 63%ア ルファルファミール 3.0% 第3炭酸カルシウム 0.75%	認めな い。
"	"	(表)	12.4 19.0	3.7	2.8	5.4	炭酸カルシウム 5.03%ア ルファルファミール 3.0% 第3炭酸カルシウム 0.5%	妥当と認める。
くみあい配合飼料種飼用1号	"	(表)	17.0 18.9	3.0	7.0	11.0	かき殻 4%	"
日和産業株式会社三原工場 (広島県三原市木原町) マルヒ印成飼用基礎粒餌(普及号)	倉吉市上井 320番 28地 勧販本店 昭和39年3月12日	(表)	13.0 14.4	2.5	7.5	11.0	妥当と認める。	"
不二製油株式会社神戸工場 (神戸市兵庫区浜中町2丁目11番 地) 不二乳牛基礎配合飼料20号	倉吉市新町3丁目 2,289 鳥取県中郡米穀卸 協同倉庫 昭和39年3月12日	(表)	20.0 10.0	2.0 14.0	4.0 10.0	5.9	炭酸カルシウム 3.0% △粗脂肪 維過剰	妥当と認める。

00574

昭和39年5月15日 金曜日 鳥取県公報 第3530号

(第3種郵便物)可認

菱和飼料株式会社大阪工場 (大阪市港区田中元町5丁目)	"	1,478	17.0 3.0 7.0 10.0 以下 以上 以下 以下	12.4 20.2	4.3	3.8 8.8	"	
三菱印完全配合飼料成飼マッシュ	"							

吳 飼料株式会社

(吳市築地区9番地)  
クレマツ印成飼用完全配合飼料み  
やじまマッシュ

倉吉市福吉町1,38 9 倉吉營業所 昭和39年3月12日	3,495	17.0 3.0 6.0 11.0 以上 以下 以下	12.0 17.3	4.2	5.2 10.2	・	モニ量 △モニ 穀検出	
--	-------	--	--------------	-----	-------------	---	-------------------	--

〔備考〕 表示区分の欄中数字は登録番号を、(表)は成分等表示票を添付した飼料を示す。要注意検出物の法第15条の2に関するものの欄中上段は混入物の混入割合を示し下段は分析結果の混入割合を示す。成分検査の欄中上段は表示成分量、下段は分析検査結果を示す。

## 鳥取県知長第11四六十七号

次の保林を解除予定の保林に付いたる、森林法(昭和11年法律第11四四十九号)第11十條の規定に  
よる制限を除く。

昭和39年3月15日

昭和39年3月15日

鳥取県知事證券代用書

1 駐除計画に係る保林の所在場所

鳥取市坂東東坂1、川丸〇一-1川丸(次の図に示す  
部分に限る。)

1 保林に付したる保林に付したる保林

飛行の防護

解除の理由

鳥取市坂東東坂1、川丸〇一-1川丸(次の図に示す  
部分に限る。)

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第二百九十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町字木原（国有林・次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風致の保存

三 解除の理由

国立公園駐車場事業敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務

### 鳥取県告示第二百九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第一項に規定する登録があつたものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

登録記号番号 氏 名 登 錄 年 月 日

鳥国医一、〇三〇 吉岡 千尋 昭和三十九年二月二十日

一、〇三五 仲曾根 繁 〃 四月九日

法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対し注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月十五日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱

### 鳥取県告示第三百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱

### 鳥取県告示第三百一号

法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対し注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防

### 鳥取県告示第三百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。



昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

のべ、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

## 鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十一条第一項の規定に基づき、鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一、一三五番地羽合土地改良区から申請のあつた換地計画（第四区）を昭和三十九年五月一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

## 鳥取県告示第三百七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

## 鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、岩吉土地改良区及び米川土地改良区の定款の変更を昭和三十九年五月十一日認可した

三 終了年月日 昭和三十九年三月三十一日

## 鳥取県告示第三百八号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県教育委員会教育長殿

推薦団体代表者 氏 名 (印)

昭和 年 月 日

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

最終卒業学校名

I 作業種類 基本測量（国土基本図基準点測量）

II 作業地域 八頭郡用瀬町、八東町

III 終了年月日 昭和三十九年三月三十一日

候補者氏名

生年月日

職業（勤務先）

当該団体における役職名  
最終卒業学校名

鳥取県社会教育委員の委嘱に当たり、鳥取県内に事務

所を有する社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推薦することができる期間及び推薦の様式は、次のことおりとする。

昭和三十九年五月十五日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉